

## 一般社団法人全国がん患者団体連合会 役員選任に関する公示

「一般社団法人全国がん患者団体連合会定款」及び「一般社団法人全国がん患者団体連合会役員選任規程」に基づき、一般社団法人全国がん患者団体連合会の役員選任に関して以下の通り公示します。

令和4年 2月 4日  
一般社団法人全国がん患者団体連合会  
理事長 天野 慎介

### 記

- 定款では、第 22 条「理事 3 人以上 10 人以内」「監事 3 人以内」、第 23 条「理事及び監事は、総会の決議によって選任する」、第 26 条「理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない」、第26条2「補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする」とされています。
- 役員選任規程では、第4条「役員は、西暦の奇数年に開催される通常総会において選任する」、第4条2「前項の規程にかかわらず、定款に定める役員の定数に欠員を生じた場合、欠員を生じた役員を臨時総会において選任する」、第4条3「前2項の規定にかかわらず、この法人の運営上の必要から役員の増員が必要となった場合、増員する役員を臨時総会において選任する」、第5条「理事長は、役員選任に関する公示を、役員選任が行われる総会開催日の 30 日前までに行わなければならない」、第6条「役員の立候補者は、役員選任が行われる総会開催日の 30 日前から 20 日前までに、正会員 2 団体以上の推薦とともに、所定の立候補届を理事長に提出しなければならない」、第6条2「理事のうち法人の運営に精通する者については、理事会が推薦し立候補者とすることができる」、第6条3「監事のうち法人の運営に精通する者については、理事会が推薦し立候補者とすることができる」とされています。
- 今回は、監事1名が任期途中で辞任となること、この法人の運営上の必要から理事と監事の増員が必要となったことにより、補欠並びに増員となる理事と監事を臨時総会において選任いたします。令和4年3月6日（土）にオンラインで開催する臨時総会において、定款及び規定に基づき以下の通り役員を選任します。
- 総会での理事と監事の選任にあたっては、理事会が推薦する立候補者と併せて、正会員2団体以上の推薦による立候補者も受け付けます。

#### 1. 役員（理事及び監事）の定数

理事：3 名以上 10 名以内  
監事：3 名以内

#### 2. 立候補の手続き方法

所定の「立候補届出書」「推薦書」を全国がん患者団体連合会事務局宛に電子メールまたは FAX で提出してください（その他の方法や宛先での受付はいたしません）  
電子メール：office@zenganren.jp  
FAX：03-6683-2273

#### 3. 立候補の受付期間

令和4年2月4日（金）～令和3年2月14日（月）17 時（必着）

以上